

ドイツワイン・名誉ケナー称号授与規定

2025.7.13

連合会理事会にて一部改正

第一条：（資格）

ドイツワイン・ケナー称号授与規定の第1条に規定するドイツワイン・名誉ケナーは、次の各項のいずれか一つに該当する方とする。

- (1) ドイツワインの知識に精通していることはもとより、その歴史、文化に対しての教養、造詣が深く、ドイツワイン文化の発展に多大の功績を残され広く社会に影響を与えた方
- (2) ドイツワインをこよなく愛し、その知識を活かして食文化において広く愛飲家、愛好家の普及拡大に寄与し多大な実績を残された方
- (3) 各地域で愛飲、愛好家の拡大に寄与しているドイツワイン協会の会長又は責任者若しくは10年以上に亘り協会の発展に寄与された方
- (4) 上記(1),(2),(3)以外の方で、ドイツワイン協会連合会のドイツワイン紹介・普及事業への支援等連合会の事業実施及びその発展に寄与された方

第二条：（審査委員会）

ドイツワイン・ケナー称号授与規定の第6条に規定する「ドイツワイン・名誉ケナー」にふさわしい資質を備えているかを判定する審査委員会は、以下の通り運営される。

- (1) 審査委員会は、必要に応じて理事会の招集を受けて開催される
- (2) 審査委員会のメンバーの選任は、連合会理事会で決定する
- (3) 審査委員会が開催されない場合は、連合会理事会がこれに代わることが出来る

第三条：（審査）

- (1) ドイツワイン・ケナー称号授与規定の第六条に規定する審査委員会又は連合会理事会は、第一条のいずれかの項に該当する方が、「ドイツワイン・名誉ケナー」として相応しいかどうか、審査する。
- (2) ドイツワイン・名誉ケナーの候補者として推薦する場合は、推薦者は、候補者の人定事項、推薦理由を記載した「ドイツワイン・名誉ケナー」推薦書を審査委員会又は理事会に提出する前に、連合会理事会での事前承認を得ることとする。

- (3) 推薦者は(2)の事前承認につき、連合会会長又は副会長に連絡し、候補者の人定事項資料、推薦理由を付してその推薦につき事前了解を得た上で、理事会での事前承認を求める。理事会での事前承認が得られたのちに、推薦者は、正式に候補者の人定事項、推薦理由を記載した写真添付の「ドイツワイン・名誉ケナー」推薦書を理事会に提出する。
- (4) 推薦者は、候補者に対し、前もって推薦する旨を連絡するか、又は、候補者の事前了解を取り付けること等により、候補者が「ドイツワイン・名誉ケナー」授与を既定ものとして誤解することのないよう留意する。これに違反した場合は、その推薦は無効とする。

第四条：（認定）

- (1) 審査委員会又は連合会理事会での審査結果を経て、「ドイツワイン・名誉ケナー」称号授与を認定し、認定合格者に通知する。認定合格者よりの認定料の納入を確認後に、認定状、資格登録証及び胸章を授与する。
- (2) (1)の認定料の支払いについて、連合会理事会の承認を得た場合は、これを免ずことが出来る。
- (3) 審査委員会又は連合会理事会での審査結果を経て、「ドイツワイン・名誉ケナー」称号授与が認定された場合は、当該推薦書上部にその日付を記載し、連合会会長又は副会長が確認印を押印するか、又は、署名する。